四　第三百四十一条第二号（ロに係る部分に限る。）に該当する場合　次に掲げる書類
［号の細分を削る。］
イ～ハ　［略］
［五～七　略］
2　［略］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部改正）
第十七条　金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正前	改正後
（認可申請書の提出等） **第二条**　［同上］ 2　［同上］ ［一～三　同上］ 四　役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面 ［条を加える。］ （あっせん委員となることができない者） **第十九条**　［同上］ 一　成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二　禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ［三～六　同上］	（認可申請書の提出等） **第二条**　［略］ 2　法第六十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 ［一～三　略］ 四　役員が法第六十七条の四第二項第二号イ又はロのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面 （心身の故障のため職務を適正に執行することができない者） **第二条の二**　法第六十七条の四第二項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （あっせん委員となることができない者） **第十九条**　次の各号のいずれかに該当する者は、法第七十七条の二第二項（法第七十七条の三第四項において準用する場合を含む。次条及び第二十一条第一項において同じ。）に規定するあっせん委員となることができない。 一　精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ［三～六　略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）
第十八条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定を加える。